

川医管発第 1 号
令和 6 年 5 月 2 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 10 月 30 日執行の医療センター定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収益的収入の医業外収益について（管理課）

管理課の行政財産使用料において、使用料の減額の手続きが、川口市行政財産の使用料に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 5 年 10 月 17 日付、使用料減額申請書を提出させ、適正な事務の執行となるよう改めた。

収益的収入の医業外収益について（管理課）

自動販売機に関する行政財産使用料において、使用料の算定が行政財産使用許可書に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 6 年度の許可において、正しい使用料算定にて許可書を発行し、適正な事務となるよう改めた。

